

「管理運営」に係る自己点検・評価書

基準に係る本学の特徴及び目的

1 特徴

上越教育大学は、主として初等中等教育教員に研究・研鑽の機会を提供することを趣旨とする大学院修士課程と、初等教育教員を養成する学部を持ち、学校教育に関する理論的・実践的な教育研究を推進する国立の教育大学として、昭和53年10月1日に設置された。

大学院は、学校教育研究科（修士課程）とし、主として初等中等教育の実践にかかわる諸科学の総合的・専門的研究を行うとともに、初等中等教育教員に高度の学習と研究の機会を与え、その理論的・実践的な能力の向上を図ることをねらいとしており、そのために、入学定員の3分の2程度は、初等中等教育における3年以上の教職経験を有する者を入学させることとしている。

学部は、学校教育学部とし、初等中等教育教員養成課程を置き、児童等の成長と発達に関する総合的な理解の上に、全教科・領域にわたる優れた指導能力を備えた初等教育教員を養成することを目的としており、人間の生涯を通ずる教育の基礎とされる初等教育と、これに携わる教員の養成の重要性をかんがみ、学生の人間形成についても重視することとしている。

平成16年4月1日には国立大学法人法が施行され、本学は国立大学法人上越教育大学が大学の設置者となった。これは、各大学が法人格を有する独立機関となり、大学自身の判断と責任でマネジメントを行うことにより、教育研究の活性化と質の向上を図ることを目的とした制度改革である。この制度改革で目指す方向性は、平成14年3月に公表された『新しい「国立大学法人」像について』に以下の3つの視点として明確に示されている。

個性豊かな大学づくりと国際競争力のある教育研究の展開

国民や社会への説明責任の重視と競争原理の導入

経営責任の明確化による機動的・戦略的な大学運営の実現

国立大学法人には、独立行政法人通則法の一部の規定が準用されるが、学長選考や中期目標設定に関する規定において大学の特性や自主性が考慮されており、独立行政法人通則法に基づく独立行政法人とは異なった性質を持つ。また、国立大学法人法第三条においても「国は、この法律の運用に当たっては、国立大学及び大学共同利用機関における教育研究の特性に常に配慮しなければならない。」と教育研究の特性への配慮が明示されている。

国立大学法人の業務の範囲は、国立大学法人法第22条により、次のように規定されている。

国立大学を設置し、これを運営すること。

学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。

当該国立大学法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の当該国立大学法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。

公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。

当該国立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。

当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に出資すること。

これらの業務に附帯する業務を行うこと。

ただし、「研究の成果の活用を促進する事業」に出資する際には、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

職員の身分は非公務員型であり、国家公務員法や人事院規則等の規定が適用されないため、労働基準法に基

づいて各国立大学法人が自主的に就業規則を定める。すなわち、法令による兼業規制がなくなることとなり、以前より容易に産学連携等を行うことが可能となる。ただし、国立大学法人に限らず、公共性の高い事業を行う公団や事業団、公庫等に勤める職員は公務に従事しているとみなされる。これを「みなし公務員」と称し、かつて公務員に適用されていた法的な義務や制裁は基本的に従来通り継続される。

2 目的

国大法人運営においては、これらの制度面の特徴を留意・活用して、改革の趣旨・理念を具現化して行くことが求められる。

このため、国立大学法人法第30条で、6年間に於いて国立大学法人等が達成すべき業務運営に関する目標を中期目標として定め、これを当該国立大学法人等に示すとともに、公表することとしており、中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとされている。

教育研究の質の向上に関する事項

業務運営の改善及び効率化に関する事項

財務内容の改善に関する事項

教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項

その他業務運営に関する重要事項

これらをまず中期目標として定め、次に中期目標を達成するための計画を中期計画として作成し、更には中期計画を達成するために各事業年度における年度計画を作成し実施していくこととなる。

現在本学は、第1期中期目標期間における中期目標として、管理運営面では以下のことを定め、その達成に向けて様々な取組を行っているところである。

国立大学法人 上越教育大学中期目標（抜粋）

業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

大学の基本的な目標に基づき、大学構成員全員の目標に向けた求心力を高め、利害を持つ大学外の全ての者にアピールする観点から大学の進む方向を戦略的にまとめ、実施する体制を実現する。この方針を全教職員が共有して、学長のリーダーシップの下、単科大学としての特性を十分生かしつつ、教職員一体の効率的・効果的な組織運営、戦略的な学内資源配分を目指す。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

大学の置かれた状況、社会のニーズを踏まえた大学のビジョンやミッションと、全教職員に共有される大学の進む方向に基づき、学長のリーダーシップの下に、教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直しを行う。この際、各教員の多様なアイディアに基づく、多様な教育・研究指導が可能な組織とする。

3 人事の適正化に関する目標

教員人事は、シンプルで明確な基準によって管理し、その基準は公開を原則とし、公開しうる業績等のデータによって評価する。研究業績によって基準を定め、教育・研究指導の実績を重視した評価を行う。

教員の創意工夫と職員の志気が反映される人事システムを目指す。

「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標

事務組織は、弾力的な組織にし、教職員一体での大学運営に対応できるよう、効率化・合理化を図るとともに、企画・立案機能を強化する。

財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

本学の持つ知的、人的、物的資源を最大限に活用して、外部研究資金その他の自己収入の増加を図る。

2 経費の抑制に関する目標

教育施設・設備の有効活用、管理業務等の合理化に努め、経常的経費の縮減に一層努める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

資金の安全かつ有利な運用管理を図るとともに、土地、施設設備の効果的・効率的な運用管理を図る。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

本学の教育研究等の活動を、学校教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の中に位置づけ、本学の教育・研究指導の水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成する観点から、教育・研究指導の状況について点検及び評価を行うとともに、本学の授業の内容及び方法の改善を図るための基本方針を策定し、実施する。

2 情報公開等の推進に関する目標

社会に対する説明責任を果たしていく必要から、特に定める情報以外は、公開を基本とし、多様な媒体を通して積極的に発信する。

公開した情報に対して、社会からの評価を積極的に求める。

その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標

本学の教育研究等の基本目標を踏まえ、学校教育に関する総合的・中核的な人材養成機関として、最適なキャンパス環境を形成するため、トップマネジメントの一環として、施設マネジメントの基本的方針を決定するシステムを構築するとともに、必要な施設整備と効果的な活用を進めるため、実効性ある点検評価を行い、「民」の経営的発想を取り入れる。

2 安全管理に関する目標

労働安全衛生法に定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な就労・修学環境を実現する視点からの改善を図りながら、本学学生、附属学校の幼児・児童・生徒及び教職員の安全と健康の確保に努める。

自己点検・評価

1 基準14 - 1 : 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。

(1) 観点・指標ごとの分析

観点14-1-1：管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

(観点・指標に係る状況)

管理運営のための組織は、学長、役員として理事3人(企画・学生担当及び総務・財務担当の常勤の理事と無任所の非常勤の理事からなり、企画・学生担当の理事は副学長を兼ね、総務・財務担当の理事は事務局長を兼ねている。)、非常勤の監事2人(業務監査担当及び会計監査担当)が置かれており、このほかに副学長2人(人事・研究連携担当及び教育・施設環境・安全衛生担当)及び学内外から採用した特命事項を専任する学長特別補佐2人(戦略情報担当及び国際交流担当)を配置し、学長のリーダーシップによる機動的、戦略的な大学運営を図っている。また、法令に基づく役員会、経営協議会及び教育研究評議会を設置している。(別添資料14-1-1-1「国立大学法人上越教育大学組織図」、別添資料14-1-1-2「国立大学法人上越教育大学運営図」参照)

役員会は、学長及び理事3人で構成され、監事及び副学長は、役員会に出席し、議長の求めに応じ議事について意見を述べることができることとし、原則として月1回開催している。

経営協議会は、経営に関する重要事項を審議するために置かれており、学長、常勤の理事及び副学長等に加え、6人の学外有識者から構成され、年4～5回開催している。

教育研究評議会は、教育研究に係る重要事項を審議するために置かれており、学長、理事1人、副学長、附属図書館長、学部主事、附属学校長1人、学長が指名した教授若干人及び学長が指名した事務系職員若干人で組織され、原則として月1回開催している。(別添資料14-1-1-3「国立大学法人上越教育大学役員会規則等」参照)

事務組織は、法人に事務局を置き、総務課、企画室など3課2室で構成する総務部と、教育支援課、研究連携室など4課2室で構成する学務部から構成され、理事兼事務局長が学長の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督している。なお、平成18年4月に、従来の係(41係)を統廃合し、一定の業務を包括したチーム体制(16チーム)として編成替えし、教育支援と研究支援事務の一元化の観点から、総務部の所属であった研究連携室を学務部へ変更するとともに、課長補佐の職名を副課長に変更するなど、事務組織の効率化を図った。(別添資料14-1-1-4「上越教育大学事務局課・室組織のチーム化等新旧対照表」参照)

事務系職員は、平成18年5月1日現在98人で、事務補佐員等の非常勤職員は43人である。(別添資料14-1-1-5「国立大学法人上越教育大学役員・職員数」参照)

(分析結果とその根拠理由)

本法人の管理運営に当たっては、国立大学法人法に基づく学長、理事3人及び監事2人のほかに、副学長2人及び学内外から採用した特命事項を専任する学長特別補佐2人を置き、学長のリーダーシップによる機動的、戦略的な大学運営が図られるよう整備されており、法令に基づく役員会、経営協議会及び教育研究評議会は、学外有識者の大学運営への参画及び教員・事務系職員一体での大学運営などに配慮した組織として機能していると判断する。

また、事務組織は、適切な規模と機能を持っており、「総人件費改革の実行計画(平成17年12月24日閣議決定)」を踏まえた人件費削減の取組が進む中で、業務の見直しや非常勤職員の雇用等により対応し、必要な職員を確保していると判断する。

観点14-1-2：大学の目的を達成するために効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

(観点・指標に係る状況)

意思決定のプロセスについては、学長、理事、副学長及び事務局部長等で組織するTM(トップミーティング)で重要事項及び各種事案に関する方針を決定後、エンジン(企画立案を主たる任務とする総合企画室等)及び学内委員会においてTM等からの諮問事項や、学内の各部局等からの提案事項を審議し、その審議内容に応じ、学長、理事及び副学長で原案を確認した上、教育研究評議会又は経営協議会の審議を

を経て役員会で最終決定がなされる。(別添資料14-1-1-2「国立大学法人上越教育大学運営図」参照)

このプロセスにおいて、学長を中心に理事及び副学長が意思決定における最も重要なものとされることから、エンジン並びに大学改革委員会、教務委員会及び入学試験委員会など重要な委員会においては、理事又は副学長が委員長となることで、会議での意見や要望の反映など迅速な対応を可能とし、また、学長からの提案にも理解と協力が得られ易い体制となっている。これらのことから、学長のリーダーシップの下、教員の理解と協力を得て効率的な意思決定が可能となっている。(別添資料14-1-2-1「理事又は副学長が委員長を務める学内委員会等及び関連規定」参照)

なお、審議事項により、役員会での最終決定を得ず、教授会、教育研究評議会若しくは経営協議会又は学内委員会等において最終決定するなど、効率的かつ迅速な意思決定が行えるよう整備している。

(分析結果とその根拠理由)

効果的な意思決定を行うため、重要な学内委員会等においては、理事又は副学長が委員長として就任することで、学長からの提案に理解と協力を得られ易い体制とし、会議での意見や要望の反映など迅速な対応を可能としており、効果的で効率的かつ迅速な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

観点14-1-1 : 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

(観点・指標に係る状況)

本学では、オフィス・アワー、クラス担当教員制度及びセミナー担当教員制度、学生による授業評価アンケート及び教育課程に関するアンケートの実施、講義棟2階に意見箱の設置、大学会館及び学生宿舎の利用者の実態調査などを実施し、また、教育支援課、学生支援課及び就職支援室を大学キャンパスの中心にある講義棟1階に集約、キャンパスライフスクエアと名称し、教育、学生生活及び就職等の相談に対し効率的かつ効果的に対応できるようにしている。これらのことを通して学生の教育及び生活等に関するニーズの把握に努め、必要に応じ教務委員会及び学生委員会などの関係委員会での審議を経て、カリキュラムの改善、附属図書館の利用サービスの拡大、大学会館及び学生宿舎の改善など学生のニーズを管理運営に反映させている。

大学評価委員会及び教務委員会等の学内委員会は、教職員一体の組織体制で運営されている。教職員情報共有システムの学内フォーラムにおいて自由に意見が述べられる機会を設けるとともに、必要に応じ全学教職員集会を開催するなどし、教員及び事務職員のニーズの把握に努め、管理運営に活かしている。(別添資料14-1-3-1「国立大学法人上越教育大学経営協議会、国立大学法人上越教育大学教育研究評議会、上越教育大学教授会及び主な学内委員会の組織等(構成員等)」参照)

本学の管理運営の体制は、学長、理事(大学教員、事務局を総括する事務局長及び学外有識者からなる)、学外の有識者からなる監事、副学長等で組織され、経営に関する重要事項を審議する経営協議会において構成員の半数にあたる6人の学外有識者を委員に加えるなど、管理運営に教員、事務職員及びその他学外関係者の意見が反映されるよう組織している。また、事務局長、部長、課長、室長及び副課長で組織する事務連絡会を置き、事務局横断的な事案及び事務局各課・室の懸案等、本学に係る各種事案について協議するとともに情報の共有化を図っている。

ほかにも、各都道府県教育委員会との情報交換会の開催、都道府県教育委員会への訪問調査、教育実習協力校会議及び大学説明会及び大学院説明会参加者へのアンケート調査等を実施し、学外関係者のニーズを把握し、カリキュラムの改革、総合インターンシップの導入や定員充足のための重要な情報とするなど、管理運営に反映させている。

(分析結果とその根拠理由)

学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズは、効果的な複数の方法で把握に努めており、学内委員会は、教職員一体の組織体制で運営されており、教職員の意見等が大学の管理運営に適切な形で反映していると判断する。。

観点14-1-1 : 監事が適切な役割を果たしているか。

(観点・指標に係る状況)

監事は、毎月の役員会を始め本学の主要な会議へ出席して、大学運営状況を把握するとともに、国立大学法人法、本学監事監査規則(別添資料14-1-4-1「国立大学法人上越教育大学監事監査規則」参照)及び監事が策定した監査計画等(別添資料14-1-4-2「平成17年度国立大学法人上越教育大学監事監査計画」参照)に基づき、毎事業年度の監査を実施している。

業務に関しては、上半期終了後に中間監査を実施するとともに、年度終了後に年次監査を実施しており、業務の実績に関する報告書等の監査書類に基づき、学長等の役員から年度計画の実施状況など大学の運営状況について聴取する業務監査を実施している。(別添資料14-1-4-3「監査結果報告書」参照)

また、会計に関しては、毎月、前月の決算の状況等を監査した月次監査を、年度終了後は、財務諸表及び決算報告書等に係る年次監査を会計監査人による監査結果も踏まえ実施している。

(分析結果とその根拠理由)

本学の規模等から、監事の両名ともが非常勤であることにもかかわらず、業務に関しては中間監査の実施により、また、会計に関しては前月の決算を毎翌月に月次監査として実施していることによって、事業年度終了後の年次監査が、効率的かつ効果的な実施が可能となっており、監事は適切な役割を果たしていると判断する。

観点14-1-2 : 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

(観点・指標に係る状況)

本学の中期計画において、「大学運営を教職員一体で担うに十分な能力・適性を有する事務系職員の養成のため、大学内外での研修を充実する。」ことを掲げ、大学内での研修を企画・実施するとともに、民間等の大学外で実施している研修にも積極的に参加させることとしている。

管理運営に関わる職員の資質の向上のため、学内研修については、教員及び事務系職員を対象に新任部長等研修及び新任職員研修を実施している。学外研修については、主に役員及び事務系職員を対象に、他大学、国立大学協会、人事院、民間等で実施しているマネジメントセミナー、スキルアップセミナーなどの各種研修に積極的に参加している。

平成18年度においては、別添資料のとおり年間研修計画案を作成の上、実施している。(別添資料14-1-5-1「平成18年度教職員研修計画」参照)

(分析結果とその根拠理由)

年間研修計画を作成の上、学内研修を実施及び学外研修に参加しており、管理運営に関わる職員の資質向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

(2) 優れた点及び今後の検討課題

(優れた点)

本法人の管理運営に当たっては、国立大学法人法に基づく学長、理事3人及び監事2人のほかに、副学長2人及び学内外から採用した特命事項を専任する学長特別補佐2人を置き、学長のリーダーシップによる機動的、戦略的な大学運営が図られるよう整備されている。また、役員会は、監事及び副学長が役員会に出席し、議長の求めに応じ議事について意見を述べることができることとし、教育研究評議会は、教員及び事務系職員が一体となった大学運営の観点から、役員、教員及び事務系職員で組織されている。

大学の目的を達成するために効果的な意思決定を行うため、重要な学内委員会等においては、理事又は副学長が委員長として就任することで、学長からの提案に理解と協力を得られ易い体制とし、会議での意見や要望の反映など迅速な対応を可能としている。

学生，教員，事務職員等，その他学外関係者のニーズは，効果的な複数の方法で把握に努めている。また，学内委員会は，教職員一体の組織体制で運営されており，大学の管理運営に教職員の意見等が活かされるようになっている。

監事においては，本学の規模等から二人ともが非常勤であることにもかかわらず，業務に関しては中間監査の実施により，また，会計に関しては前月の決算を毎翌月に月次監査として実施していることによつて，事業年度終了後の年次監査が，効率的かつ効果的な実施が可能となっている。

管理運営のための組織的な取組として，新任部局長研修を実施しているが，同研修では，学長，理事，各副学長，各学長特別補佐の計7名がそれぞれ所掌する分野（大学の設置理念，財務，人事大学評価等）について，専門的立場から（学長は全学的見地から）7回にわたつて新任部局長に講義を行っており，本学の最新情報に合致した，深く掘り下げた研修を行っている。

（今後の検討課題）

役員会，経営協議会及び教育研究評議会の一層の効率的かつ省力的な運営を図るため，審議及び報告事項の精選が必要と考える。

学生，教員，事務職員等，その他学外関係者のニーズを適切な形で，より管理運営に反映されることが望まれる。

また，今後も計画的・継続的に研修を実施するとともに，NPO団体（よろず相談21世紀等）や民間研修機関（私大職員研修センター等）が実施している研修へのより積極的な参加を行う。

2 基準14-2：管理運営に関する方針が明確に定められ，それに基づく規程が整備され，各構成員の責務と権限が明確に示されていること。

（1）観点・指標ごとの分析

観点14-2-：管理運営に関する方針が明確に定められ，その方針に基づき，学内の諸規定が整備されるとともに，管理運営に関わる委員や役員の選考，採用に関する規定や方針，及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

（観点・指標に係る状況）

管理運営に関する方針は，中期目標において定められている。（別添資料14-2-1-1「国立大学法人上越教育大学中期目標（抄）」参照）それを踏まえる形で管理運営に関する諸規則（別添資料14-2-1-2「管理運営に関する主な規則一覧」）を整備するとともに，大学教員の人事方針（別添資料14-2-1-3「国立大学法人上越教育大学の大学教員の人事方針」参照）及び平成21年度までの財政計画（別添資料14-2-1-4「平成21年度までの財政計画」参照）についてを策定し，施設有効活用に当たつてのスペースの取扱いを検討した。別添資料14-2-1-5「施設有効活用に当たつてのスペースの取扱い検討結果」参照）

また，学長，理事及び副学長等の管理運営に関わる役員等の選考，責務及び権限は，規則等において明確に示されている。（別添資料14-2-1-6「国立大学法人上越教育大学学則及び役職員選考規則等」参照）

（分析結果とその根拠理由）

これらのことから，管理運営に関する方針が明確に定められ，学内の諸規程等が整備されるとともに，管理運営に関わる委員や役員の選考，採用に関する規程や方針，及び各構成員の責務と権限が文書として明確に定められていると判断する。

観点14-2-：適切な意思決定を行うため使用される大学の目的，計画，活動状況に関するデータや情報が，蓄積されているとともに，大学の構成員が必要に応じてアクセス出来るようなシステ

ムが構築され、機能しているか。

(観点・指標に係る状況)

大学の目的及び計画は、大学の概要、中期目標・中期計画及び年度計画等として、本学のホームページに掲載している。

活動状況に関するデータは、年度計画に関する活動状況は各事業年度における業務の実績に関する報告書として、また、各組織及び各教員の活動状況、自己点検・評価、各種データを年次報告書として、ホームページに掲載し、学内外からアクセスできるようにしている。(別添資料14-2-2-1「上越教育大学ホームページのトップページ及び主な掲載項目」参照)

さらには、学内専用の教職員情報共有システムに、入学者選抜状況、在学状況、就職状況及びその他の教育研究活動状況をまとめた基礎資料並びに役員会、経営協議会及び教育研究評議会など本学の重要事項を審議する会議の資料や学内委員会等の議事要旨を掲載しており、教職員は必要に応じてアクセスし利用している。(別添資料14-2-2-2「教職員情報共有システムのトップページ及び主な掲載項目」参照)

(分析結果とその根拠理由)

大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるシステムが構築され、機能していると判断する。

(2) 優れた点及び今後の検討課題

(優れた点)

学長、理事及び副学長等の管理運営に関わる役員等の選考が、規則等として制定され明確に示されている。

また、活動状況に関するデータは、本学の公式ホームページにより学内外へ公表しているとともに、学内専用の教職員情報共有システムに、教育研究活動状況をまとめた基礎資料並びに役員会等の会議資料及び学内委員会等の議事要旨を掲載し、教職員が必要に応じてアクセスできるようにしている。

(今後の検討課題)

大学教員の人事方針、平成21年度までの財政計画及び施設有効活用に当たってのスペースの取扱いを踏まえ、具体的方策を推進する必要がある。

また、活動状況に関するデータ等について、より一層の検索のし易さや速やかな更新を図る必要がある。

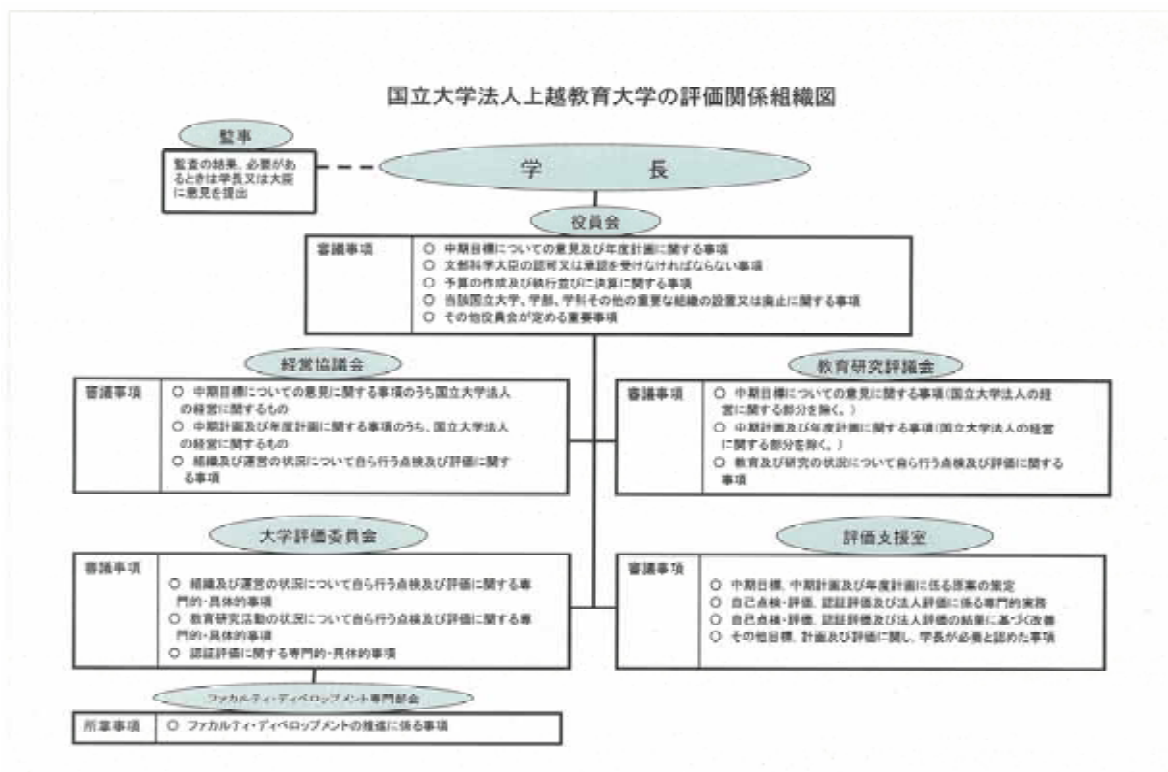
3 基準14-3：大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

(1) 観点・指標ごとの分析

観点14-3-：大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価(現状・問題点の把握、改善点の把握等)を適切に実施できる体制が整備され、機能しているか。

(観点・指標に係る状況)

自己点検・評価の実施体制として、大学評価委員会及び評価支援室(資料14-A参照)並びに企画室が整備されており、本学学則(資料14-B参照)、自己点検・評価規則(別添資料14-3-1-1「国立大学法人上越教育大学自己点検・評価規則」参照)に基づき、本学評価基準(別添資料14-3-1-2「国立大学法人上越教育大学評価基準」参照)及び観点・指標(別添資料14-3-1-3「国立大学法人上越教育大学評価基準に係る観点・指標」参照)に関する資料やデータ等を明記した自己点検・評価を実施している



国立大学法人上越教育大学学則（平成16年4月1日学則第1号）（抜粋）

第2節 自己点検・評価，情報の積極的な提供及び教育内容の改善のための組織的な研修等

（自己点検・評価）

第2条 本学は，その教育研究水準の向上を図り，本学の目的及び社会的使命を達成するため，本学における教育及び研究，組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い，その結果を公表するものとする。

2 前項の措置に加え，本学の教育研究等の総合的な状況について，学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第40条に規定する期間ごとに，文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

3 第1項の点検及び評価の事項並びにその実施体制等については，別に定める。

（分析結果とその根拠理由）

本学では，国立大学の法人化を契機に自己点検・評価を主たる業務とする大学評価委員会並びに将来計画の企画立案を主たる業務とする総合企画室を設置する一方，事務組織においては，企画調整係，評価係及び広報・情報係で構成される企画室を新設し，大学評価委員会と担当事務組織の連携と機能の集約化・効率化を図った。

そして，新たな自己点検・評価規則を平成17年度から施行したことに伴い，平成18年4月には中期目標，中期計画及び年度計画に係る原案の策定，自己点検・評価，認証評価及び法人評価に係る専門的実務並びに自己点検・評価，認証評価及び法人評価の結果に基づく改善を行う評価支援室を新たに設置し評価体制を更に充実させ，本学が定めた基準，観点及び指標に関する大学の活動の総合的な状況について，各年度

において自己点検・評価実施要項（別添資料14 - 3 - 1 - 4「平成18年度上越教育大学自己点検・評価実施要項」参照）を定め、根拠となる資料やデータ等に基づき自己点検・評価を実施しており、整備した自己点検・評価組織が機能しているといえる。

観点14 - 3 - : 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

（観点・指標に係る状況）

自己点検・評価の結果については、本学ホームページにおいて、大学評価・学位授与機構の試行的評価に係る自己点検・評価の結果（自己点検・評価書，評価報告書），国立大学法人評価委員会の各事業年度における業務実績に関する評価の結果（各事業年度に係る業務の実績に関する報告書，評価結果）及び各年度における自己点検・評価をまとめた年次報告書を公表（資料14 - C参照）している。

資料14 - C

| 上越教育大学ホームページ評価関係情報掲載サイト | |
|---------------------------|---|
| 公開情報 このサイトについて 情報公開 | - 独立行政法人等情報公開法第22条に規定する情報等 業務に関する情報 事業報告書，業務報告書その他の業務に関する直近の報告書 事業計画・年度計画等（業務方法書・中期計画・年度計画） 財務に関する情報 財務諸表等 評価・監査に関する情報 各事業年度における業務実績についての国立大学法人評価委員会による直近の評価結果 平成16年度に係る業務の実績に関する評価結果 監事の直近の意見及び公認会計士又は監査法人の直近の監査の結果 |
| 広報刊行物の公開 各種評価情報 | - 上越教育大学年次報告書 大学評価・学位授与機構による試行的大学評価 平成12年度着手分大学評価（平成14年3月評価結果公表） 全学テーマ別評価「教育サービス面における社会貢献」 平成12年度着手継続分大学評価（平成15年3月評価結果公表） 全学テーマ別評価「教養教育」 平成13年度着手分大学評価（平成15年3月評価結果公表） 全学テーマ別評価「研究活動面における社会との連携及び協力」 分野別教育評価「教育学系」 平成14年度着手分大学評価（平成16年3月評価結果公表） 全学テーマ別評価「国際的な連携及び交流活動」 各事業年度におけ業務の実績に関する報告書及び評価結果 平成16事業年度 平成16事業年度に係る業務の実績に関する報告書 平成16事業年度に係る業務の実績に関する報告書「資料編」 平成16年度に係る業務の実績に関する評価結果 平成17事業年度 平成17事業年度に係る業務の実績に関する報告書 平成17事業年度に係る業務の実績に関する報告書「資料編」 |

（分析結果とその根拠理由）

本学学則第3条で積極的な情報提供（資料14 - D参照）を定めるとともに、自己点検・評価規則第10条第3項では「学長は、自己点検・評価，認証評価及び法人評価の結果を公表するものとする。」（別添資料14 - 3 - 1 - 1「国立大学法人上越教育大学自己点検・評価規則」参照）ことを定めて、評価結果を速やかに公表するよう努めており、自己点検・評価の結果を大学内及び社会に対して広く公開しているといえる。

資料14 - D

国立大学法人上越教育大学学則（平成16年4月1日学則第1号）（抜粋）

第2節 自己点検・評価，情報の積極的な提供及び教育内容の改善のための組織的な研修等

（情報の積極的な提供）

第3条 本学は，本学における教育研究活動等の状況について，刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって，積極的に情報を提供するものとする。

観点14 - 3 - : 自己評価の結果について，外部者（当該大学の教職員以外の者）によって検証する体制が整備され，実施されているか。

（観点・指標に係る状況）

自己点検・評価書及び国立大学法人評価委員会へ提出する各事業年度における業務実績に関する報告書（以下「自己評価書等」という。）は，国立大学法人法，本学学則及び自己点検・評価規則に基づき，学外委員が6人含まれる本学経営協議会（資料14 - E参照）においても検証・審議している。なお，各事業年度における業務実績に関する報告書については，国立大学法人評価委員会が最終的な評価結果を決定している。決定された自己評価書等は，学長から学外者で構成される監事へ報告している。

また，自己評価書等については，学外者の意見を聴取できるような掲載方法により，本学ホームページにおいて公表している。

資料14 - E

経営協議会委員名簿（平成18年4月1日現在）

学内委員

| | |
|---------|-----------|
| 渡 邊 隆 | 学長 |
| 高 田 喜久司 | 理事 兼 副学長 |
| 新 宅 鉄 衛 | 理事 兼 事務局長 |
| 戸 北 凱 惟 | 副学長 |
| 川 崎 直 哉 | 副学長 |
| 若 井 彌 一 | 教授 |

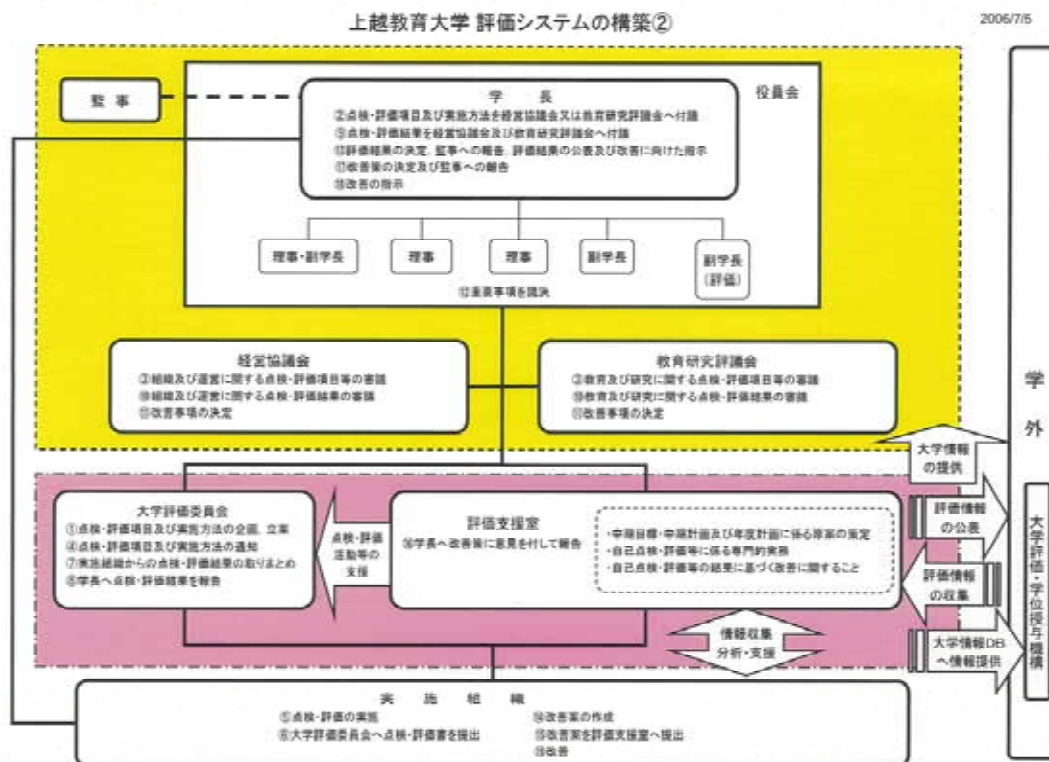
学外委員

| | |
|---------|----------------|
| 木 浦 正 幸 | 上越市長 |
| 佐久間 昇 二 | (株)WOWW代表取締役会長 |
| 佐々木 正 峰 | 独立行政法人国立科学博物館長 |
| 蓮 見 音 彦 | 和洋女子大学長 |
| 丸 田 勲 | 新潟県小学校長会会長 |
| 山 極 隆 | 玉川大学学術研究所教授 |

（分析結果とその根拠理由）

国立大学の法人化を受け，これまでの規則を平成16年度に見直し，新たな自己点検・評価規則（別添資料14 - 3 - 1 - 1「国立大学法人上越教育大学自己点検・評価規則」参照）を平成17年4月から施行した。同評価規則は，法人評価及び認証評価等の外部評価にも対応し，学外委員が6人含まれる経営協議会，教育研究評議会，役員会などの国立大学法人組織に適合した評価体制を定めている。（資料14 - A，資料14 - F参照）

法人評価では，文部科学省に置かれた国立大学法人評価委員会において，平成16，17事業年度の年度評価を実施している。また，認証評価については，平成19年度に受ける予定で業務を進めているところであり，自己評価の結果を外部者（当該大学の教職員以外の者）によって検証する体制を整備し，実施しているといえる。



観点14 - 3 - : 評価結果が、フィードバックされ、大学の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能しているか。

(観点・指標に係る状況)

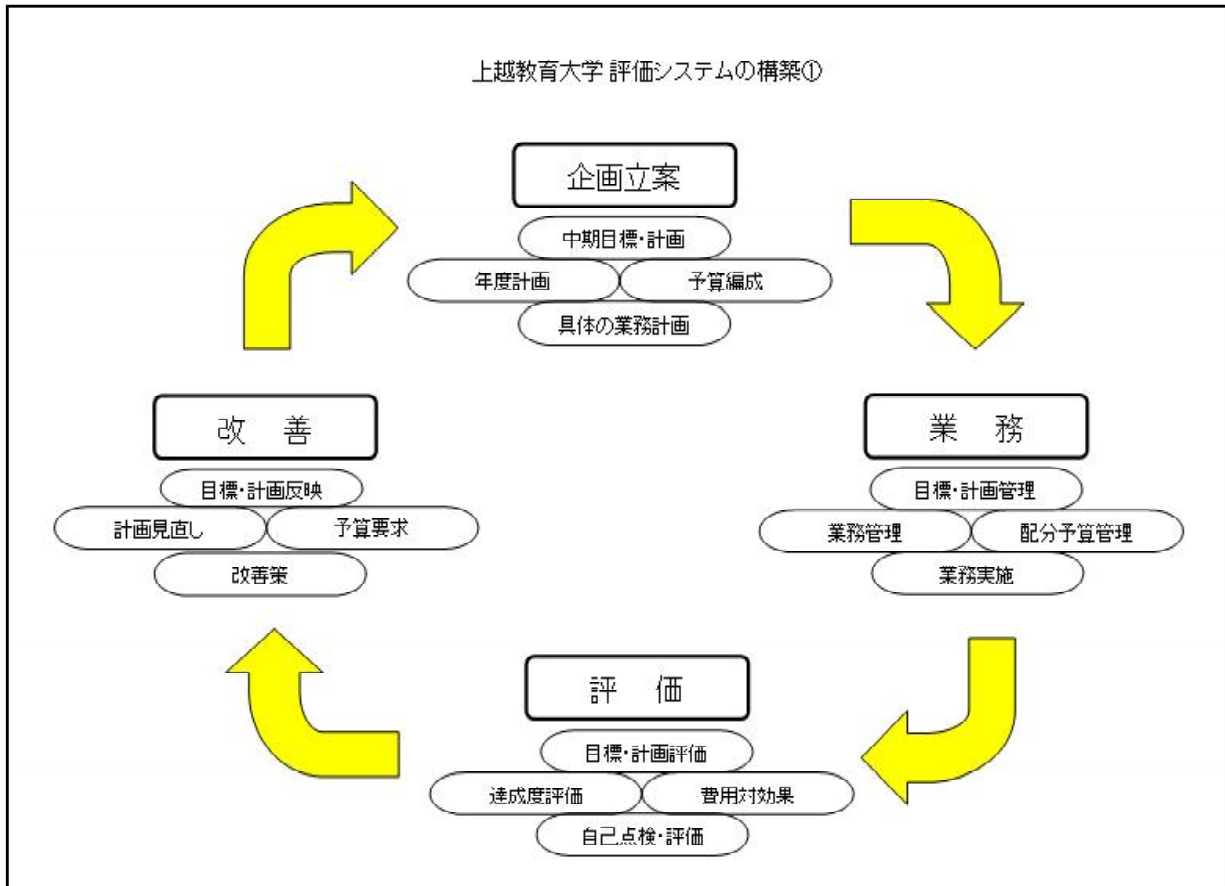
新たな自己点検・評価規則に基づき平成17年度は、「教育内容及び方法」、「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」に関する自己点検・評価が完了し、今後の検討課題とされた事項等については、評価規則に基づき改善に向けた取組を開始した。そして、初めて行われた国立大学法人評価委員会による平成16事業年度に係る業務の実績に関する評価の結果については、直ちに本学が作成した実績報告書とともに本学ホームページに掲載して学内外へ公表する一方、経営協議会、教育研究評議会及び役員会において、当該評価での課題等について確認し、自己点検・評価規則に基づき改善に向けた取組を行った。

(分析結果とその根拠理由)

国立大学の法人化を受け、これまでの規則を平成16年度に見直し、法人評価及び認証評価等の外部評価にも対応し、国立大学法人組織に適合した評価結果のフォローアップサイクルを定めた新たな自己点検・評価規則（別添資料14 - 3 - 1 - 1「国立大学法人上越教育大学自己点検・評価規則」参照）を平成17年4月から施行した。

平成17年度は、同規則に基づく学内自己点検・評価及び国立大学法人評価委員会による平成16事業年度の年度評価に取組み、にお組織的な活動（資料14 - G参照）を行うことができた。このことから、評価結果をフィードバックし大学の目的の達成のための改善に結び付ける体制が整備され、機能しているといえる。

資料14 - G



(2) 優れた点及び今後の検討課題

(優れた点)

自己点検・評価については、これまでの規則を平成16年度に見直し、新たな自己点検・評価規則、大学評価基準及び評価基準に係る観点・指標を制定し、平成17年4月から施行した。

同評価規則等は、法人評価及び認証評価等の外部評価にも対応し、国立大学法人組織に適合した評価結果のフォローアップサイクルを定めるとともに、評価基準等では、新構想の教育大学としての社会的使命を、中期目標・中期計画に則して一層明瞭にするため、観点等の作成に工夫を凝らしてある。

平成16事業年度の国立大学法人評価委員会における年度評価結果で指摘された事項についても、速やかに本学ホームページで公表するとともに、同評価規則に基づいた活動で各組織へ改善提案を行い、各組織が具体的な改善に取り組んでいる。

(今後の検討課題)

平成18年4月に評価支援室が設置されて自己点検・評価に係る運営体制の強化が図られたところであるが、大学評価委員会及び評価支援室と経営協議会及び教育研究評議会との位置付けをより明確にし、更に効率的な活動が展開できるように委員構成を見直す必要が生じている。本件に関しては、大学改革委員会の「各種委員会の審議事項や構成員の見直し」に関する活動で、学内組織全体の中で改善することとしたい。

基準14の自己評価の概要

管理運営組織は、国立大学法人法及び学校教育法等の法令に基づく「学長選考会議」、「役員会」、「経営協議会」、「教育研究評議会」、「教授会」を設置するとともに、学長のリーダーシップによる機動的、戦略的な大学運営並びに法人と大学の一体運営を推進するための体制及び学長を補佐する体制等が整備されている。

事務組織は、学長との連携を強化するため財務担当の理事が事務局長を兼任して、2部7課4室からなる事務の総括、調整を行っており、各課・室においては、一定の業務を包括したチーム体制(16チーム)を編成し、管理運営・教育研究を支援するとともに、大学運営に参画しており、管理運営のための組織及び事務組織は、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を有している。

管理運営に関する重要事項については、学長、理事、副学長及び事務局部長等で組織するTM(トップミーティング)で方針が決定され、大学運営に係る具体的な事業を実施するため学長を補佐する理事及び副学長が統轄するエンジン部門(企画立案を主たる任務とする総合企画室等)及び重要な学内委員会を設置して、機動的な業務等の運営を確保しており、効果的な意思決定が行える組織形態となっている。

一方、経営協議会に学外の有識者を加え、学外者のニーズ等を管理運営に反映させているほか、学内外において積極的にアンケート調査を実施し、大学への一般的なニーズに関する意見聴取を行っている。さらには、学長が電子メールで毎週水曜日に大学運営の基本方針等を全教職員に向けて発信する「nabe-letter」をはじめ、学内LANを利用した教職員情報共有システムや、教職員間における意見交換の場を提供する電子会議室(学内フォーラム)等を利用することにより、学長と教職員間で双方向の情報伝達機能が確立され、全学的な情報の共有化が図られている。

監事は、国立大学法人法及び本法人で定めた監査規程、監事が定めた監査計画等により、業務監査を適切に実施している。また、会計監査については、会計監査人の報告を受け、財務諸表、決算報告書の監査を行っており、監事として適切な役割を果たしている。

管理運営に関する方針は、中期目標として明確に定められ、それを踏まえる形で管理運営に関する諸規則が整備されているとともに、管理運営に関わる役員等の責務、権限、選考も規則等として制定され明確に示されている。

管理運営に関わる職員の資質の向上についても中期目標・中期計画に定めており、管理職員を中心にマネジメント研修など、他機関が企画する研修に参加させる一方、学内においては教員及び事務系職員を対象に新任部局長等研修及び新任職員研修等を実施している。

自己点検・評価の実施体制としては、大学評価委員会及び評価支援室並びに企画室が整備されており、本学学則、自己点検・評価規則に基づき、本学評価基準及び観点・指標に関する資料やデータ等を明記した自己点検・評価を実施しており、本学ホームページにおいて、大学評価・学位授与機構の試行的評価に係る自己点検・評価の結果(自己点検・評価書、評価報告書)、国立大学法人評価委員会の各事業年度における業務実績に関する評価の結果(各事業年度に係る業務の実績に関する報告書、評価結果)及び各年度における自己点検・評価をまとめた年次報告書を公表している。

中期目標・中期計画には、国立大学法人組織において評価結果を十分反映させるシステムを整備することを掲げ、従前の規則を見直して新たな自己点検・評価規則を制定し、評価結果をフィードバックして、大学の目的の達成のための改善に結び付ける活動を実施している